

交野市立認定こども園民営化に関する
検証報告書

令和4年7月

交野市

目次

民営化の検証にあたって	1
第1章 公立認定こども園の民営化の概要	2
1. 民営化実施の基本的な考え方	2
(1) 保育をめぐる課題への対応	2
(2) 子どもの最善の利益の確保	2
2. 民営化の取組経過	2
第2章 民営化までの取組状況	4
1. 民営化基本方針の策定	4
2. 保護者説明会の実施	5
3. 移管法人選定委員会の設置	6
4. 移管法人の選定	6
5. 協定書の締結（公私連携幼保連携型認定こども園）	7
6. 保育の引継ぎ	8
7. 市職員（保育士）の派遣	8
8. 三者協議会の設置	9
第3章 民営化実施の基本的な考え方① 保育をめぐる課題解決への対応	10
1. 民営化による財政効果の活用	10
(1) 運営コスト	10
(2) 施設整備コスト	11
2. 待機児童の解消	11
3. 全市的な幼児期の教育・保育の質の向上（財政効果の活用）	12
第4章 民営化実施の基本的な考え方② 子どもの最善の利益の確保	14
1. 民営化前後の園運営の比較	14
2. 新園舎の開設（あまだのみやちどりこども園）	16
3. 客観的評価の実施	17
(1) 保護者アンケートの実施	17
(2) 第三者評価の受審	19
第5章 民営化事業の検証	21
【検証1】 “保育をめぐる課題への対応”に関する検証	21
(1) 全市的な幼児期の教育・保育の向上及び多様化する子育て施策のための財源確保	21
(2) 待機児童の解消	21
(3) 施設の老朽化対策	21
【検証2】 “子どもの最善の利益の確保”に関する検証	22
(1) 優良な移管法人の選定	22
(2) 保護者に十分な情報提供を行い、意見や要望を事業内容に反映	22
(3) 引継ぎ保育及び移行後のフォロー	22
～検証結果～	22

民営化の検証にあたって

平成27年4月に施行された子ども・子育て支援法に基づく子ども・子育て支援新制度では、「子どもの最善の利益」が実現される社会をめざすとの考えを基本に、「全ての子どもや子育て家庭を対象とし、一人ひとりの子どもの健やかな育ちを等しく保障すること」が新たな子育て支援の指針として示され、子どもの幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善、地域の子ども・子育て支援の充実等を柱として推進することとされた。

一方、近年の核家族化の進展、女性の社会進出による共働き家庭の増加や労働環境の多様化等を背景に、家庭や地域における子育て機能は低下し、幼児期の教育・保育をめぐる環境は、待機児童の問題をはじめ、子育てに対する育児不安や負担が増大し、働く子育て家庭に大きな影響を与え、地域の身近な子育て支援施設である認定こども園等の役割は、子どもの発育や保護者の就労の支援など、子育てに関する課題に幅広く対応していくことが求められている状況にある。本市においても、新制度への対応をはじめ、待機児童の解消、市立認定こども園では施設の老朽化など、多くの課題が山積する状況であった。

こうした背景のもと、全市的な幼児期の教育・保育の質・水準の向上、また本市の保育をめぐる課題の整備に向け、平成29年11月に「交野市立認定こども園民営化基本方針」（以下「民営化基本方針」という。）を策定し、令和2年4月に市立第1認定こども園の民営化を実施したところである。

本報告書は、民営化実施後、2年が経過した現段階で、これまでの取組について振り返り、民営化に伴う効果検証を行うものである。

第1章 公立認定こども園の民営化の概要

1. 民営化実施の基本的な考え方

(1) 保育をめぐる課題への対応

子ども・子育て支援新制度において推進される幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保をはじめ、本市の保育をめぐる課題解決等への対応として、以下の考えのもと、取組を進めた。

- ◇ 全市的な幼児教育・保育の質と水準の向上
- ◇ 待機児童の解消
- ◇ 施設の老朽化対策
- ◇ 子育て施策の充実
- ◇ 多様化するニーズに向けた子育て施策への財源確保

(2) 子どもの最善の利益の確保

市立認定こども園の民営化においては、「子どもの最善の利益」の確保に重点を置くとともに、運営主体が民間に移行することによる環境の変化に対する在園児や保護者の不安解消と信頼関係の構築を念頭に次のとおり進めることとした。

- ◇ 保育の質を確保し、保育サービスの向上が図れるよう優良な法人を選考するとともに、移行までの十分な準備期間の確保
- ◇ 子どもの影響に配慮し、十分な引継ぎや移行後のフォローの実施
- ◇ 保護者との話し合いを基本に、保護者の意見や要望を事業内容に反映
- ◇ 民営化移行の目的や実施内容について、十分な情報提供

2. 民営化の取組経過

年 月		民営化の取組等
平成27年度	9月	交野市における公立幼稚園のあり方に関する庁内検討委員会開催
	10月	交野市における公立幼稚園のあり方に関する庁内検討委員会開催
平成28年度	8月	「交野市子ども・子育て会議」開催
	10月	「交野市立幼稚園民営化検討委員会」設置
	2月	「交野市子ども・子育て会議」開催
	3月	民営化基本方針（素案）作成
平成29年度	5月	「交野市子ども・子育て会議」開催（基本方針（素案）諮問）
	7月	「交野市子ども・子育て会議」開催
	8月	保護者説明会開催
	9月	民営化基本方針（案）パブリックコメント実施
	10月	「交野市子ども・子育て会議」開催（基本方針（案）諮問）
	11月	民営化基本方針策定

	1月	保護者説明会開催	
	2月	保護者説明会開催（2回開催） 「交野市立認定こども園移管法人選定委員会」開催	
	3月	「交野市立認定こども園移管法人選定委員会」開催	
平成30年度	4月	公私連携法人の指定に係る審査基準（案）パブリックコメント実施	
	5月	保護者説明会開催 「交野市立認定こども園移管法人選定委員会」開催	
	6月	交野市立第1認定こども園移管法人募集要項策定 交野市立第1認定こども園移管法人選定基準策定	
	7月	移管法人応募受付 保護者説明会開催	
	8月	「交野市立認定こども園移管法人選定委員会」開催	
	9月	「交野市立認定こども園移管法人選定委員会」開催 法人選定に係る現地調査実施	
	10月	「交野市立認定こども園移管法人選定委員会」開催 移管法人候補として社会福祉法人晋栄福祉会を選定 保護者説明会開催	
	令和元年度	9月	「交野市子ども・子育て会議」開催
		10月	保護者説明会開催（2回開催）
		11月	「交野市子ども・子育て会議」開催 社会福祉法人晋栄福祉会と公私連携幼保連携型認定こども園の設置に関する協定書を締結
12月		社会福祉法人晋栄福祉会を公私連携法人に指定 保護者説明会開催（2回開催）	
1月		合同保育開始 第1回 三者協議会開催	
2月		「交野市子ども・子育て会議」開催 第2回 三者協議会開催	
令和2年度	4月	移管法人による運営開始（民営化）	
	7月	第3回 三者協議会開催	
	8月	第4回 三者協議会開催	
	10月	第5回 三者協議会開催	
	2月	「交野市子ども・子育て会議」開催	
	3月	民営化事業に係る保護者アンケート実施 第6回 三者協議会開催	
令和3年度	4月	新園舎移転	
	12月	民営化事業に係る保護者アンケート実施	

第2章 民営化までの取組状況

1. 民営化基本方針の策定

従来の公立の保育を継承していくことを基本として、市立認定こども園の3園のうち1園を民営化に移行し、公立だけでなく、民間を含めた全市的な幼児期の教育・保育の質の向上を図ることを目的として“民営化基本方針”を策定し、その方向性を示した。

民営化基本方針の策定には、保護者、保育関係者、学識経験者などで構成される「交野市子ども・子育て会議」に諮り、保護者説明会やパブリックコメントを実施し、その後、本会議から答申を受け成案化を行った。なお、パブリックコメントでは延べ646件（360人）の意見等が寄せられた。

☆パブリックコメントの実施結果（意見募集期間：平成29年9月1日～平成29年10月1日）

1. 基本方針（案）全体に関するもの	156件
2. 移転、埋め立て、建替えに関するもの	89件
3. 民営化園の選定に関するもの	8件
4. 公民比較に関するもの	87件
5. 保護者の費用負担に関するもの	20件
6. 引継ぎに関するもの	21件
7. 障がい児に関するもの	56件
8. 食物アレルギーに関するもの	6件
9. 協定に関するもの	13件
10. 保育士等の職員配置に関するもの	40件
11. 待機児童に関するもの	10件
12. 保護者会に関するもの	3件
13. 事業者選定に関するもの	5件
14. 公立希望（選択肢）に関するもの	28件
15. その他	104件
合計	646件

2. 保護者説明会の実施

公立認定こども園の民営化に係る説明会については、民営化基本方針を策定する前の素案検討等の段階から開始し、民営化基本方針の内容説明、移管法人選定や新園舎建設予定地の造成工事、保育の引継ぎ等の進捗に応じた情報提供など、延べ11回の説明会を開催した。

民営化基本方針に関する説明会では、民営化対象園である市立第1認定こども園の保護者だけでなく、その他の公立園の保護者や入園予定者等も対象に含めて行うとともに、保護者からの開催要望にも対応した。また、市立第1認定こども園の保護者への説明会では、主に民営化に伴う環境の変化による子どもへの影響を心配する声のほか、新園舎移転に関する事など様々な質問や意見が出された。主な意見と対応については、次のとおりである。

<主な意見と対応>

民営化により保育士等が入替わり、環境が急激に変化することで子どもへの影響が不安である。また、引継ぎ等についても適切に行われるか不安。

◇環境の変化（保育士が入替わること）への対策として、法人が公立園で勤務する保育士（非常勤職員）に働きかけを実施。環境の急激な変化、引継ぎ等への不安を最小限に留めることができた。

市の運営から法人による運営に変わるので、運営方針等が大幅に変わるのではないかと不安。

- ◇公私連携幼保連携型認定こども園として協定を締結し、市立園で培われてきたノウハウ等の継承及び市の関与を明確化
- ◇法人の働きかけにより、市立園の園長経験者が民営化園の園長に就任
- ◇市から保育士（管理職）を派遣
- ◇三者協議会（法人・保護者・市）を設置し合意形成の構築

加配保育教諭等の配置等、障がい児の保育について民営化により変わるのではないかと不安。

- ◇民営化園の保育士全員が公立保育経験者であり、障がい児保育経験者である。
- ◇加配保育教諭等の配置基準（公私立共通）を適正に運用

民営化前は駐車スペースが十分になく、送迎時に混雑しているが、新園舎移転後、駐車スペースは十分に確保されるのかと不安。

- ◇法人により、新園舎での駐車スペースが増大され、また混雑時への対応として園庭敷地内で車両の待機が可能
- ◇市として、周辺道路環境の整備を実施

3. 移管法人選定委員会の設置

民営化後の設置形態となる公私連携幼保連携型認定こども園については、法により運営可能な法人が学校法人及び社会福祉法人に限られる。移管法人の選定については、これらの公益法人の中でも、保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い教育・保育を確保できる法人を選定するため「交野市立認定こども園移管法人選定委員会」（以下「移管法人選定委員会」という。）を設置した。組織構成については、客観性と専門性を確保する観点から学識経験者（弁護士、公認会計士、大学教授 各1名）、教育・保育関係者（2名）、第1認定こども園保護者代表者（2名）、子育て支援関係者（1名）の計8名を選考した。

4. 移管法人の選定

移管法人選定委員会では、募集要項、審査基準について、平成30年2月～5月の間で3回にわたる審議を経て市への答申が行われ、この答申を踏まえ同年6月に移管法人の募集を行った。

移管法人の募集では、より保護者ニーズに応えられる優良な法人を選定するため、市立第1認定こども園の保護者に対して、「移管法人に望むアンケート調査」を実施し、その結果を募集要項に添付し公募を行い、法人募集の結果、1法人から応募があった。

移管法人の選定については、移管法人選定委員会で平成30年8月～10月の間で3回にわたり審査が行われた。審査においては、候補者となり得る最低基準を設けた上で、第1次審査、現地調査及び第2次審査が行われ、その結果、移管法人候補として社会福祉法人晋栄福祉会が選定された。

【移管法人の概要】

法人名： 社会福祉法人晋栄福祉会
法人設立： 昭和54年2月（昭和54年4月保育所1園を開設）
事業： 認定こども園4箇所 保育所8箇所 小規模保育事業5箇所 他
その他： ISO9001（品質マネジメントシステム）取得
大阪市立保育所の運営を受託（2011年、2013年）
枚方市立保育所の民営化移管法人として保育所を開設（2019年）

◇移管法人選定委員会の開催状況

日時	案件
平成30年2月24日	・交野市立認定こども園民営化基本方針による民営化の概要について ・公私連携幼保連携型認定こども園の設置について ・交野市立認定こども園移管法人募集要項（骨子案）について ・交野市立認定こども園移管法人選定基準（案）について
平成30年3月29日	・交野市立認定こども園移管法人募集要項（案）について ・交野市立認定こども園移管法人選定基準（案）について
平成30年5月24日	・「交野市立認定こども園民営化に伴う公私連携法人の指定に係る審査基準（案）」に対するパブリックコメント実施状況について ・交野市立認定こども園移管法人募集要項（案）について ・交野市立認定こども園移管法人選定基準（案）について
平成30年8月23日	・交野市立第1認定こども園移管法人の選定に係る第1次審査
平成30年9月12日	・交野市立第1認定こども園移管法人の選定に係る第1次審査
平成30年9月19日	・移管法人選定に係る現地調査
平成30年10月11日	・交野市立第1認定こども園移管法人の選定に係る第2次審査 ・移管法人候補の選定

5. 協定書の締結（公私連携幼保連携型認定こども園）

民営化後の設置形態となる公私連携幼保連携型認定こども園については、民設民営として民間法人に設置のインセンティブを付与しつつ、移管後に提供すべき教育・保育や子育て支援事業の内容について、市と法人との協定締結により担保し、市の関与を明確にするものである。

協定書については、法令に基づき令和元年11月29日に市と社会福祉法人晋栄福祉会との間で締結し、同年12月11日に同法人を公私連携法人に指定した。

協定内容の概要（一部）は下表のとおり概ね民営化基本方針に基づくものであり、市立第1認定こども園の運営の継承を基本とする協定とした。

◇移管法人選定の概要（民営化基本方針と協定書の比較）

区 分	民営化基本方針	協定書（抜粋）
設置形態	◆公私連携幼保連携型認定こども園（民設民営）	同左
設置時期	◆平成32年（令和2年）4月以降	◆平成32年（令和2年）4月1日
土地・園舎	◆市有地を10年間無償貸与 ◆新園舎は移管法人により整備	◆市有地を10年間無償貸与 ◆新園舎は移管法人により整備 （国・市による補助金交付）
定 員	◆待機児童の状況により定員拡大を条件化 ※市立第1認定こども園165名	◆210名
教育・保育等に関する基本的事項	◆協定締結により、公立の保育等を継承	◆協定締結による条件 ・開園時間等の基本的運営は公立園を継承 ・職員配置基準（1歳児5:1、3歳児15:1） ・看護師配置 ・産休明け保育の実施 ・直営の自園調理方式による給食実施 ・障がい児保育 など
その他	◆移管法人の募集時は、新たな保育サービスの提供を求める	◆応募時に法人から提案があった事業で市との協議を経て決定したものを実施 ・病児保育（体調不良児対応型）

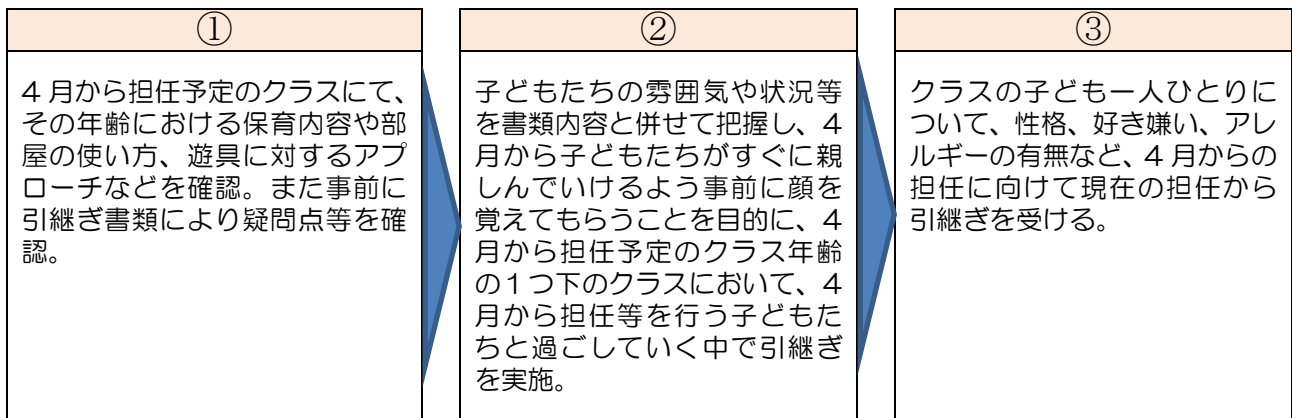
6. 保育の引継ぎ

民営化基本方針における保育の引継ぎについては、民営化により、すべて民営化法人の保育士に入れ替わることを想定し、在園児や保護者への急激な環境変化をできる限り緩和できるよう、公立園で培われてきたノウハウの継承や、円滑な保育の引継ぎのために、1年間をかけての移行保育（施設長や主任保育士予定者を中心に1年間）・合同保育（移管前3か月間に移管後の担任予定者が市の保育士と合同で保育）を計画していた。

しかし、民営化を進めるなか、「移管法人に望むアンケート調査」の結果や保護者説明会等での意見等を考慮し、法人が在園児等の急激な環境変化を生じさせない対策として、引き続き、民営化園で勤務する公立園の保育士の確保に努められた結果、民営化に移行後の園の園長に公立園の園長経験者を、また保育士には公立園で勤務していた保育士を雇用することとされ、保育体制については、全員公立園の保育経験者となったことから、民営化基本方針とは異なる対応となったが、より在園児や保護者に寄り添った円滑な保育の引継ぎとなった。

＜保育の引継ぎ実施状況＞

保育の引継ぎとして3か月間の合同保育を以下の3段階で実施した。



7. 市職員（保育士）の派遣

市から現役保育士（市立園副園長）の派遣を行い、民間園移行に伴う急激な環境変化を生じさせない取組を実施した。

8. 三者協議会の設置

三者協議会は、令和2年1月に保護者、移管法人及び本市の三者が移管に伴う諸事項について協議する場として設置し、公立保育の継承を基本に市と法人が協定書で定めた教育及び保育等に関する基本的事項を協議の対象として、その履行や変更等に関して必要に応じて会議を開催し、合意形成を図った。

移管後の運営については、協定書に基づき履行されたことから、三者協議会で議題となることはなく、主に保護者、法人からの協議案件を中心に移管に向けた実費徴収や物品の取扱い、移管後の新たな事業の開始等に関して協議が行われた。法人がサービス向上と保護者の負担軽減に努められた結果、副食費や延長保育料の引下げ、家庭での準備物の縮小、主食の提供や病児保育の開始等の改善が図られた。

◇ 三者協議会の開催状況

日時	保護者からの協議案件	法人からの協議案件	市からの協議案件
令和2年 1月25日			<ul style="list-style-type: none"> ・交野市立第1認定こども園の移管に係る三者協議会設置要綱について ・三者協議会の運営について ・三者協議会の協議事項について
令和2年 2月15日	<ul style="list-style-type: none"> ・布団の貸し出し、おむつの廃棄について ・保護者会について ・クラス名、帽子の色について ・送迎用駐車場について ・主食の提供、献立について ・職員体制について ・実費徴収について 	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス名、物品（リュック・帽子・粘土等）について ・日本スポーツ振興センター保険料、延長保育料について ・ライブカメラについて 	
令和2年 7月11日		<ul style="list-style-type: none"> ・預かり保育のお昼寝について ・卒園アルバムについて ・各クラスのビデオ撮影と視聴について ・人形劇への保護者会協賛、プレゼント関係について ・保護者会のコピー用紙・トナー代について ・おやつについて ・スモックについて ・ホームページ、一時預かり事業、子育て支援について ・保育、教育に特色を出すことについて 	
令和2年 8月29日	<ul style="list-style-type: none"> ・お昼寝、給食、運動会の日程について 		
令和2年 10月17日	<ul style="list-style-type: none"> ・クラス名について ・お昼寝について 		
令和3年 3月27日		<ul style="list-style-type: none"> ・病児保育事業の開始について ・氏名ゴム印について 	

第3章 民営化実施の基本的な考え方①

保育をめぐる課題解決への対応

1. 民営化による財政効果の活用

子ども・子育て支援新制度において推進される質の高い幼児期の教育・保育の総合的な提供、保育の量的拡大・確保、教育・保育の質的改善をはじめ、本市の保育をめぐる課題、また希望する全ての子どもに幼児期における良質な教育・保育の機会を保障していく観点から、公民問わず、一定の水準でサービス提供のできる環境整備に向け、民営化により得られた効果額については、市全体の幼児期の教育・保育の質、水準の向上に活用する取組を進めた。

(1) 運営コスト

民営化前後の令和元年度と令和2年度の園運営にかかる市の財政負担を比較すると、以下のとおり年間約 6,300 万円の財政効果額となり、概ね民営化基本方針における試算どおりの効果が得られた。

■民営化前（令和元年度）（単位：千円）

歳出	保育所費（旅費、需用費等）	34,296
	人件費	124,239
	合計	158,535
歳入	保育料・延長保育料・預かり保育料	36,381
歳出－歳入（財政負担額）		122,154

■民営化後（令和2年度）（単位：千円）

歳出	給付費	130,541
	運営費補助金等	21,568
	職員派遣	8,500
	合計	160,609
歳入	国・府負担金	92,204
	府交付金等	9,506
	合計	101,710
歳出－歳入（財政負担額）		58,899

■民営化による効果額（単位：千円）

民営化前	122,154
民営化後	58,899
差額（効果額）	63,255

※民営化前の歳入については、平成30年度と同等の歳入があったと仮定した場合の金額（民営化基本方針において算出）

(2) 施設整備コスト

建設後 40 数年が経過していた市立第 1 認定こども園については老朽化が著しく、民営化に伴い、民間資本による新園舎「あまだのみやちどりこども園」の整備を図った。

新園舎整備の総事業費と国、法人、及び市の負担額は、基本方針で想定していた範囲となる総事業費の約 1/8 相当の約 6 千 7 百万円が市の負担、残り約 4 億 8 千万円が民間の投資と国の補助金により、新園舎が整備された。

総事業費 553,478 千円		
市負担額 66,583 千円 (約 12%)	国負担額 311,211 千円 (約 56%)	法人負担額 175,684 千円 (約 32%)

2. 待機児童の解消

子ども・子育て支援新制度施行前からの待機児童の推移については、市立第 1 認定こども園の民営化を実施した令和 2 年 4 月では 18 人の待機児童となっているが、定員拡大された新園舎開設後の令和 3 年 4 月以降、待機児童は解消された。

(単位：人)

	H26.4	H27.4	H28.4	H29.4	H30.4	H31.4	R2.4	R3.4	R4.4
申込児童数	1,261	1,300	1,471	1,468	1,557	1,605	1,635	1,575	1,662
待機児童数	26	29	47	18	8	10	18	0	0

3. 全市的な幼児期の教育・保育の質の向上（財政効果の活用）

民営化基本方針の策定時に実施した「市内民間園における実態把握のためのアンケート調査（公立園と民間園の比較）」による結果等を受け、全市的な幼児期の教育・保育の質の向上をめざし、市の補助金制度の新たな創設・拡充を行った。

事業名	事業内容	令和2年度実績		令和3年度実績	
		実施園(人)数	補助金額	実施園(人)数	補助金額
フリー保育士等配置の創設	保育体制の充実を目的として、国が定める配置基準を超えて常勤相当の保育等の配置を推進 【配置1人当たり 213,000円/月 配置上限は認可定員100人未満：1人、100人以上：2人】	7園	24,622,740円	10園	40,626,621円
看護師等配置事業の創設	園児の健康・衛生管理のために常勤相当の保健師、看護師又は准看護師を配置（公定価格上の基準上必要な配置基準の保育士とみなして配置している者を除く）を推進 【2,800,000円/年】	3園	8,400,000円	3園	7,210,435円
病児保育事業(体調不良児対応型)の創設	保育中に体調不良となった園児に、医務室等で保健的対応を実施するための看護師配置を推進 【4,499,000円/年】	—	—	1園	4,499,000円 うち国・府交付金 2,998,000円
産休明け保育事業の創設	産休明け保育（生後8週経過後児童の受入れ）の私立園での実施促進を図るため、看護師を配置している施設を対象に、生後6か月までの乳児の保育を推進 【補助対象乳児数×10,000円/月】	0園	0円	1園	60,000円
アレルギー食対応事業の創設	医師の指示書に基づき、個別に除去食・代替食等のアレルギー食対応の実施を推進 【直営調理：30,000円/月、委託調理：15,000円/月】	8園	1,980,000円	10園	2,520,000円
自然保育推進交付金の創設	市内の山地部等の豊かな自然を活用した自然体験活動の実施を推進 【活動1回あたり11,000円 年間120回上限】	—	—	5園	1,881,000円 うち府交付金 1,391,831円
第三者評価受審等事業の創設	保育の質の向上を目的として国の施設型給付費で定められている第三者評価受審等を推進 【300,000円】	0園	0円	1園	150,000円

障がい児保育事業の 拡充	障がい児保育の推進を図るため、加配保育教諭等の配置を推進 拡充部分 幼保連携型認定こども園等の1号認定児童を対象 【加配保育教諭1人当たり 126,000円/月】 従前からの取組 2号認定及び3号認定児童を対象 【加配保育教諭1人当たり 208,000円/月】	1園	2,880,000円 うち国・府交金 1,566,000円	1園	1,368,000円 うち国・府交付金 782,000円
		(7園)	(33,741,812円)	(10園)	(49,496,896円)
		※()は従前からの取組を含んだ実績		※()は従前からの取組を含んだ実績	
待機児童緊急対策事業の 拡充	待機児童解消のため、年度選考において1,2歳児の受入れを推進 【1,2歳児定員20人未満:200,000円、40人未満:300,000円、 40人以上:400,000円】	—	—	9園	3,000,000円 うち府交付金 2,219,825円
資格取得・就労支援金 (保育人材確保対策)	市内私立保育施設に正規職員として就労する意欲がある者で、 幼稚園教諭免許及び保育士資格のいずれも取得する見込みで、 指定保育士養成施設で養成課程について学んでいる者に対して 支援 【20,000円/月 当該養成課程における通常の修業期間を上限】	8人	1,920,000円	8人	1,300,000円
正規職員就労支援金 (転入支援加算金・潜在 保育士加算金)	新たに正規職員として採用され、市内私立保育施設に勤務する 保育士又は看護師に対して支援 【20,000円/月 3年を上限 転入支援加算金:50,000円 潜在保育士加算金:50,000円】	8人	1,890,000円	21人	4,900,000円
民間移管施設就労継続 支援金	民営化園において、市立園と同様の保育を継承するために必要な 知識・経験等を有していると認める者のうち、民営化園で当初から 正規職員として継続して勤務している者に対して支援 【20,000円/月 5年を上限】	20人	4,800,000円	20人	4,640,000円
保育士宿舎借上げ支援 事業の創設	保育士の就業継続支援として、保育士の宿舎を借り上げる施設 に対して支援 【1人当たり42,750円/月】	0園	0円	0園	0円
事業費	合計	—	46,492,740円	—	72,155,056円
国・府交付金	合計	—	1,566,000円	—	7,391,656円
差引	合計	—	44,926,740円	—	64,763,400円

第4章 民営化実施の基本的な考え方②

子どもの最善の利益の確保

1. 民営化前後の園運営の比較

民営化後の公私連携幼保連携型認定こども園（あまだのみやちどりこども園）の運営については、認定こども園法に基づき、市と法人との間で締結した協定により、公立保育の継承を担保するとともに、三者協議会における協議等を経て現在の運営となっている。

運営状況を民営化前の市立第1認定こども園と比較すると下表のとおりであり、開園時間や職員配置等の基本的な運営条件は、公立同様に継承されているほか、民間法人の有する柔軟性・即応性が活かされ、ほとんどの運営に改善がみられた。特に、保育施設における病児保育（体調不良児対応型事業）は、本市で初めての取組となっている。また、1号認定こども（幼稚園児）の一時預かり事業についても、早朝、夕方ともに時間延長が行われ、多様な保護者ニーズ等を踏まえ、大きくサービス向上が図られた。

区 分	市立第1認定こども園 【民営化前】	あまだのみやちどりこども園 【民営化後】												
基本的な 運営条件	<ul style="list-style-type: none"> ◆開園時間（12時間）、休園日（年末年始等） ◆通常保育 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th rowspan="2">1号</th> <th colspan="2">2・3号</th> </tr> <tr> <th>標準時間</th> <th>短時間</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>午前9時～ 午後2時</td> <td>最大11時間</td> <td>最大8時間</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ◆職員配置基準 <table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>1歳児</th> <th>3歳児</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5:1</td> <td>15:1</td> </tr> </tbody> </table> <ul style="list-style-type: none"> ◆看護師配置 ◆産休明け保育の実施 ◆直営の自園調理方式による給食実施 ◆支援を要する園児及び保護者への対応 ◆定員を超えた場合の1号認定子どもの選考は抽選 	1号	2・3号		標準時間	短時間	午前9時～ 午後2時	最大11時間	最大8時間	1歳児	3歳児	5:1	15:1	<p>同左</p> <p>※給食の献立も公立園と共用</p>
1号	2・3号													
	標準時間	短時間												
午前9時～ 午後2時	最大11時間	最大8時間												
1歳児	3歳児													
5:1	15:1													
利用定員	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>1号</th> <th>2・3号</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>50人</td> <td>115人</td> <td>165人</td> </tr> </tbody> </table>	1号	2・3号	合計	50人	115人	165人	<table border="1" style="margin-left: 20px;"> <thead> <tr> <th>1号</th> <th>2・3号</th> <th>合計</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>49人</td> <td>161人</td> <td>210人</td> </tr> </tbody> </table>	1号	2・3号	合計	49人	161人	210人
1号	2・3号	合計												
50人	115人	165人												
1号	2・3号	合計												
49人	161人	210人												
一時預かり保育 (1号)	午後2時～午後5時	午前8時～午前9時 午後2時～午後6時												

延長保育料 (2・3号)	10分単位	月極	10分単位	月極
	150円	1,500円 ※30分利用で4,500円	100円	1,000円 ※30分利用で3,000円
副食費	4,500円/月		4,000円/月	
主食の提供	なし(保護者準備)		新園舎から提供開始	
布団・おむつ	布団	おむつ	布団	おむつ
	持参必須	布	持参又は レンタル	布又は紙
※選択制を導入し、紙おむつの場合は廃棄代の保護者負担なし				
卒園アルバム	保護者会で作成		法人で作成	
クリスマス会等の品	保護者会で準備		法人で準備	
保護者会の印刷費用	保護者会で支払い		法人持ち	
お手拭きタオル	保護者で用意		ペーパータオル使用により準備不要	
雑巾、ビニール袋、衣類かご等	保護者で用意		法人で提供	
体操教室	4歳児から実施		3歳児3学期より実施	
保護者会	あり		なし(保護者会からの意向による)	
その他 新たな取組	<ul style="list-style-type: none"> ◆病児保育(体調不良児対応型事業) ◆駐車場への警備員の配置 ◆インスタグラム配信・DVD配布・温水シャワー ◆床暖房 			

2. 新園舎の開設（あまだのみやちどりこども園）

市立第1認定こども園については、建設後40数年が経過していたことから老朽化が著しく、将来を見据えた建替えの時期となっていた。民営化に伴い、民間資本による新園舎の整備により、保育定員の拡大を行うとともに安全面や衛生面等のほか多様な保育サービスの提供等を含めた保育環境の整備が図られた。

新園舎の概要及び市立第1認定こども園との比較は、下表のとおりである。



（令和3年4月に開設された新園舎）

<新旧園舎の概要>

区 分	市立第1認定こども園 【民営化前】	あまだのみやちどりこども園 【民営化後】
竣 工	昭和47年	令和3年4月
土 地	3,059㎡（園庭981.3㎡） 借地（賃借料330万円／年）	3,732㎡（園庭739㎡） 市有地を10年間無償貸与
園 舎	延床面積1,335.2㎡ 保育室8室（413.95㎡） 医務室、調理室、便所等	延床面積1,336.84㎡ 保育室10室（459.06㎡）（一部床暖房） 医務室、調理室、便所等
利用定員	165人	210人

3. 客観的評価の実施

(1) 保護者アンケートの実施

民営化園に通園する児童の保護者に対して、民営化後の運営についての意見等を確認するため、2回のアンケートを実施した。1回目は民営化を実施した令和2年度末に、2回目は新園舎に移転した令和3年度の12月に、それぞれ同じ質問内容で実施した。

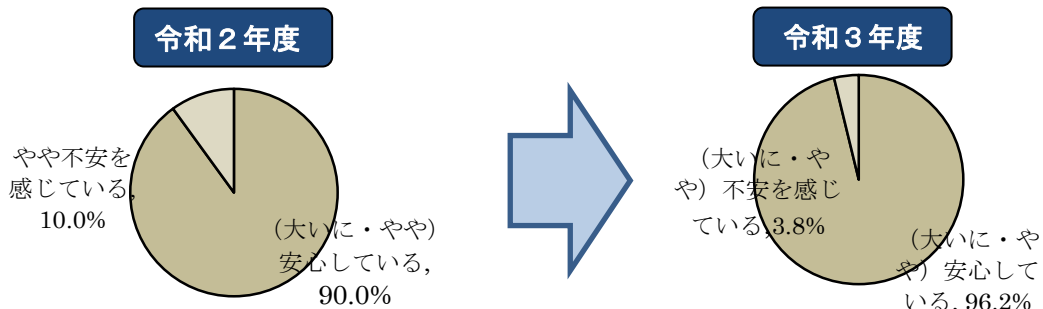
アンケートの結果については、「公立園が実施する教育・保育内容の引継ぎについて」（公立園の保育の継承により保護者の安心を確保）及び「移管法人の取組について」（保護者の負担軽減等のサービス向上）のいずれの項目でも、2回とも9割以上の保護者から安心・満足しているとの回答が得られ、その割合は2回目ですらに上昇しており、保護者の安心・満足が継続していることがうかがえる。

一方、わずかながら不安・不満とした回答では、新園舎移転に伴い定員拡大を予定していたためか、「1クラス当たりの人数が増える点が少し不安（違っていたら申し訳ありません）」、支援が必要な児童に対する加配保育士の配置について、「公立園のままであればついていたものが、民営化に伴い、つかなくなったのではないか」、「給食が改善されていない」等の具体的な回答があった。職員配置の最低基準や加配保育士の配置基準は、公立園とも市内共通のものであり、また、給食の献立は、公立の保育の継承の一環として、直営による自園調理等と同様に公立園の献立を使用することとしたことから、今後もこうした保護者の不安等に対して、適切な情報提供等により、正しく理解を得られるよう努める必要がある。

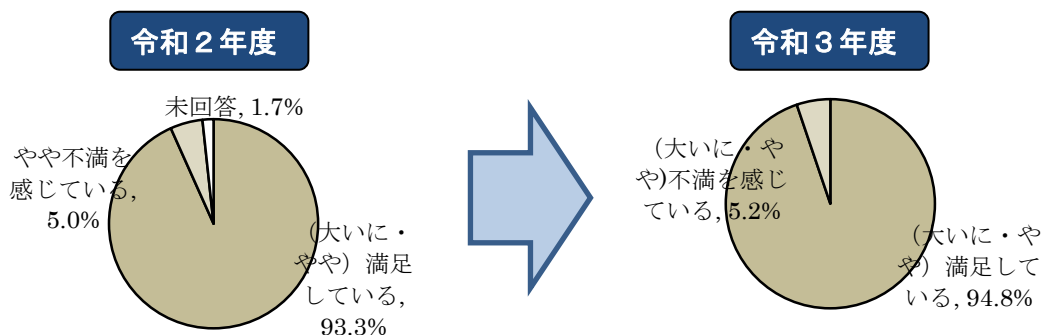
【保護者アンケートの結果】

教育・保育内容の引継ぎ、移管法人の取組等について、9割以上の保護者が安心・満足しているとの回答結果が得られた。

公立園が実施する教育・保育内容の引継ぎについて



移管法人の取組について



実施日		第1回 (令和3年3月4日～12日)		第2回 (令和3年12月16日～24日)	
対象世帯数		115世帯		157世帯	
回答数		60世帯 (52.1%)		77世帯 (49.0%)	
設問	回答	実数	割合	実数	割合
公立園が実施する教育・保育内容の引継ぎについて	大いに安心	28	46.7%	36	46.8%
	やや安心	26	43.3%	38	49.4%
	やや不安	6	10.0%	1	1.3%
	大いに不安	0	0.0%	2	2.5%
移管法人の取組について	大いに満足	36	60.0%	44	57.1%
	やや満足	20	33.3%	29	37.7%
	やや不満	3	5.0%	3	3.9%
	大いに不満	0	0.0%	1	1.3%
	未回答	1	1.7%	0	0.0%
移管法人の今後の取組について	特色ある保育を積極的に提案してほしい	44	73.3%	58	75.3%
	積極的な提案は望まない	9	15.0%	14	18.2%
	その他	7	11.7%	4	5.2%
	未回答	0	0.0%	1	1.3%
民営化事業について	現時点で民営化して良くなった	40	66.7%	56	72.7%
	現時点で民営化して悪くなった	3	5.0%	4	5.2%
	その他	17	28.3%	16	20.8%
	未回答	0	0.0%	1	1.3%

○アンケートの自由記述欄にあった意見の一部を要約したものは、以下のとおり。

- 民営化されたことで布団のレンタル等保護者の負担が軽減された。
- 以前と（保育内容等が）変わらなくて安心した。
- とてもきれいな園で満足している。
- 民間園として、さらなる特色ある取組をしてほしい。
- 協定期間終了後も、市として継続して関与してほしい。
- これまでの保育のいいところは継承し、新しい保育も順次取り入れてほしい。
- 公立園であれば公務員としての資質を求められることができるが、民営化後の個人情報の取り扱いや人権感覚等が心配。

(2) 第三者評価の受審

第三者評価とは、福祉施設・事業所でのより良い福祉サービスの実現に向け、公正・中立な第三者評価機関が専門的・客観的立場から福祉サービスについて評価を行う仕組みのことである。

民営化基本方針では、保育の質の向上を図るため、民営化園に移管後2年目に受審することを移行条件として示しており、条件どおり令和3年度に受審され、その結果は次のとおりである。

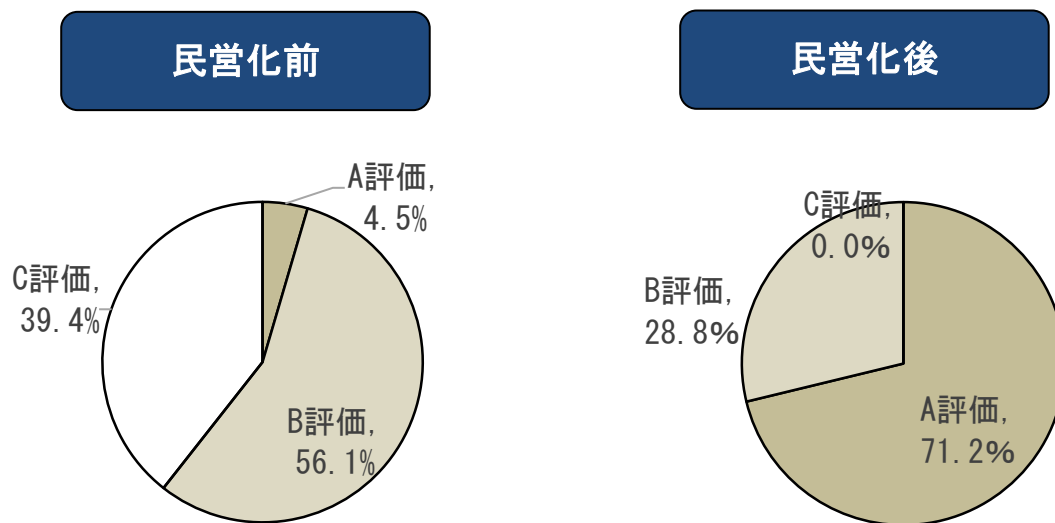
具体的な評価については、大阪府から認証を受けている評価機関が、国ガイドラインを基に大阪府が作成した「大阪府福祉サービス第三者評価基準ガイドライン」に基づき実施され、評価結果は、より良い福祉サービスの実現に向けた達成度を、「A評価・B評価・C評価」の3段階で示されるものである。

「A評価」：より良い福祉サービスの水準・状態、質の向上を目指す際に目安となる状態

「B評価」：Aに至らない状況、多くの施設・事業所の状態、Aに向けた取組の余地がある状態

「C評価」：B以上の取組となることを期待する状態

民営化前後の評価結果の比較は以下のとおりで、「C評価」の割合が39.4%から0.0%になり、「A評価」の割合が4.5%から71.2%と大幅に増加していることから、専門的・客観的立場からも福祉サービスについて大幅に向上していると評価された。



	市立第1認定こども園 【民営化前】		あまだのみやちどりこども園 【民営化後】		
評価実施期間	平成30年11月6日～ 平成31年1月22日		令和3年5月21日～ 令和3年11月24日		
評価決定年月日	平成31年1月22日		令和3年11月24日		
評価項目	実数	比率	実数	比率	
評価対象Ⅰ 福祉サービスの基本方針と組織(9項目)	A評価	0	0.0%	3	33.3%
◇法人理念、基本方針 ◇経営状況の把握、課題 ◇事業計画策定 ◇サービス質向上への組織的取組 他	B評価	5	55.6%	6	66.7%
	C評価	4	44.4%	0	0.0%
評価対象Ⅱ 組織の運営管理(18項目)	A評価	0	0.0%	15	83.3%
◇管理者の責任 ◇法令等の理解 ◇職員の人材確保、育成 ◇地域交流 ◇運営の透明性 他	B評価	9	50.0%	3	16.7%
	C評価	9	50.0%	0	0.0%
評価対象Ⅲ 適切な福祉サービスの実施(18項目)	A評価	0	0.0%	12	66.7%
◇利用者本位のサービス(満足度向上、苦情解決、リスクマネジメント、各マニュアルの有無等) ◇サービスの質の確保(指導計画の評価・見直し、記録の共有化・管理体制等) 他	B評価	9	50.0%	6	33.3%
	C評価	9	50.0%	0	0.0%
児童福祉分野【保育所】の内容評価基準(21項目)	A評価	3	14.3%	17	81.0%
◇保育内容(保育・養護・教育の一体的展開、健康管理、食事等) ◇子育て支援(家庭との連携、保護者等の支援等) ◇保育の質の向上 ◇子どもの発達・生活援助 他	B評価	14	66.7%	4	19.0%
	C評価	4	19.0%	0	0.0%
合計(66項目)	A評価	3	4.5%	47	71.2%
	B評価	37	56.1%	19	28.8%
	C評価	26	39.4%	0	0.0%

第5章 民営化事業の検証

これまで、第1章では“公立認定こども園の民営化の概要”、第2章では“民営化までの取組状況”、第3章では“民営化実施の基本的な考え方①保育をめぐる課題解決への対応”、第4章では“民営化実施の基本的な考え方②子どもの最善の利益の確保”について振り返るかたちでまとめた。

今回の民営化については、第1章に掲げる民営化実施の基本的な考え方に基づき、全市的な幼児期の教育・保育の質の向上、待機児童の解消、施設の老朽化などをはじめとした「**保育をめぐる課題への対応**」と、優良な移管法人の選定、十分な引継ぎや移行後のフォロー体制、保護者の意見等の反映などの「**子どもの最善の利益の確保**」の2点を念頭に、“民営化基本方針”に基づいてどの程度、確実に実行することができたのか、またその結果どのような効果をもたらしたのかなどについて、以下において検証を行う。

【検証1】 “保育をめぐる課題への対応”に関する検証

(1) 全市的な幼児期の教育・保育の質の向上及び多様化する子育て施策のための財源確保

民営化により生み出される運営に係る財政効果は、民営化基本方針における試算どおり年間約6,300万円という結果となった。

この財政効果の活用により、民営化基本方針に定めたとおり、フリー保育士配置や看護師配置、支援が必要な児童への支援など、新たな補助事業制度の創設、拡充を実現することができ、市全体の幼児期の教育・保育の質の向上をはじめ、子育て支援施策の充実に向けた礎を構築することができた。

また、近年の保育士不足が深刻化している現状のなか、フリー保育士が民間でも全園で配置されるとともに、市内民間園の保育人材が令和2年度が8人、令和3年度は21人確保することができ、後年の就労見込みの学生も含め、市内の保育人材を確保する観点からも、市全体の幼児期の教育・保育の質の向上へつなげることができた。

(2) 待機児童の解消

待機児童対策においては、子ども・子育て支援新制度施行以降、市として私立幼稚園の認定こども園への移行促進や小規模保育施設の開設等により取り組んできたところである。令和2年度では18人の待機児童となっていたが、民営化による新園舎整備で45名の定員が拡大されたこともあり、令和3年4月、令和4年4月時点において2年連続で待機児童を解消することができた。

(3) 施設の老朽化対策

公立園の老朽化が著しく、将来を見据えた建替えの時期となっていたが、建替えにかかる総事業費5億5千万円について、公立園であれば全額市負担となるところ、民営化により市の財政負担は6千7百万円となり、残りの約4億8千万円は民間の投資と国の補助金により、新園舎が整備された。

これにより、公立園として新園舎を建設した場合の約1/8程度の財政負担で、定員拡大とともに安全面・衛生面等のほか多様な保育サービスの提供等を含めた保育環境の整備を図ることができた。

【検証2】 “子どもの最善の利益の確保”に関する検証

(1) 優良な移管法人の選定

保育や幼児教育の実績があり、安定的に質の高い教育・保育を確保できる優良な法人を選定するため、民営化基本方針に基づいて移管法人選定委員会を設置し、プロポーザル方式により選定した法人は、40年以上前から保育所を開設されており、現在では近畿圏で20以上の保育関係施設・事業を運営されるとともに、保育分野で顧客満足を向上させるための品質マネジメントシステムに関する国際規格である「ISO9001」を取得されているなど、保育分野に精通した優良な法人の選定を行うことができた。

(2) 保護者に十分な情報提供を行い、意見や要望を事業内容に反映

保護者説明会は、民営化基本方針の策定前の早い段階から情報提供が行えるよう開催するとともに、保護者から出された多くの意見や民営化による急激な保育環境の変化等に対する不安の声に対して、基本方針に基づいて「公私連携」を採用し、開園時間など基本的な運営内容をはじめ、公立園で実施している職員配置基準、看護師配置、産休明け保育、直営の自園調理、障がい児保育等を継承すること、また民営化による急激な変化を生じさせないことを「協定書」において担保するなど、できる得る限り丁寧な説明、対応に努め、保護者等の不安解消に努めた。

三者協議会では、保護者・法人・市の三者において、布団やおむつの貸出や、クラス名、帽子の色など、細やかな日々の保護者負担などについて、きめ細かい意見交換を何度も重ねて実施し、移管法人がサービス向上と保護者の負担軽減に努められるなどした結果、副食費や延長保育料の引き下げ、家庭での準備物の縮小をはじめ、主食の提供や病児保育の実施など、公立園では実施していなかったサービス等も含め改善やサービス向上が図られ、三者合意の結果、民営化前と民営化後の運営は大きく改善されるものとなった。

(3) 引継ぎ保育及び移行後のフォロー

民営化園の保育士全員が公立園の保育経験者となったとともに、民営化移行後の園長に公立園の園長経験者、また市から現役保育士（市立園副園長）の派遣を行い、民間園移行に伴う急激な環境変化を生じさせない取組結果となった。なお、引継ぎ保育では3段階に分けて丁寧に実施することができ、令和2年4月の民営化園の円滑な開園につなげることができた。

～ 検証結果 ～

今回の民営化は、在園する児童がいる中で運営主体を民間法人へ移行する本市で初めての取組であり、民営化基本方針策定前から保育環境等が変わることに対する在園児等への影響が懸念されていた。民営化基本方針に基づいて民営化を進めた結果、移管後においては、公立園の教育・保育の継承、更に病児保育事業（体調不良児対応型）をはじめ、移管法人の独自の取組による保育サービスの質の向上が図られ、9割以上の保護者より移管法人の園運営について安心・満足と評価されており、新園舎による環境改善も含め、園児がこれまで同様に安心して園生活の中で健やかに成長する環境を保障できたことは大きな成果と考える。

また、市の財政負担、民間事業者による柔軟な運営などを勘案し、「民設・民営方式」による民営化を実施した結果、施設整備コスト面においては、公立園として新園舎を建設した場合の約1/8程度の財政負担により、定員拡大をはじめ、安全面・衛生面等の保育環境の整備を図ることができ、市財政

負担においても大きなメリットがあるものとなった。併せて、運営コスト面においても年間約 6,300 万円の財政効果額が生み出されたことから、新たな補助金の創設、拡充を行い、全市的な幼児期の教育・保育の質と水準の向上を実現することができた。

これら検証を踏まえ、民営化実施の基本的な考え方とした「**本市の保育をめぐる課題解決への対応**」、**「子どもの最善の利益の確保**」を図ることができたものと考察する。

なお、更なる市全体の幼児期の教育・保育の充実に向け、看護師配置、支援が必要な児童への支援などについて、今後も民間園への働きかけを行い、希望する全ての子どもに幼児期における良質な教育・保育の機会を保障していく取組を引き続き推進していく考えである。